

# 宮津市ドライブレコーダーによるまちな見守り協定細目

令和元年11月22日

令和元年11月22日付けで締結した「宮津市ドライブレコーダーによるまちな見守り協定」（以下「協定」という。）第4条第4項に規定する宮津市ドライブレコーダーによるまちな見守り協定細目は、次のとおりとする。

## （募集）

第1条 宮津市長（以下「甲」という。）は、協定第1条の目的を達成するために、広報機関誌等を通じて宮津市内の事業所及び団体に対して、ドライブレコーダーによるまちな見守り活動協力事業所等（以下「協力事業所等」という。）の募集を行うものとする。

## （協力の内容）

第2条 協力事業所等は、協定第3条第1項各号のいずれかに該当する事象が発生し、宮津警察署長（以下「乙」という。）から直接又は甲を通じて情報提供依頼が行われた場合には、それらに関連する情報やドライブレコーダーの画像データの提供に協力するよう努めるものとする。

## （秘密漏洩の禁止）

第3条 協力事業所等は、捜査に関して知り得た情報を他に漏洩してはならない。

## （申込み等）

第4条 協力事業所等は、ドライブレコーダーによるまちな見守り活動協力事業所等申込書（様式第1号）に必要事項を記入して、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に基づき申込みがあったときは、ドライブレコーダーによるまちな見守り活動協力事業所等名簿（様式第2号）を作成し、適正に保管するとともに、乙に協力者の情報提供を行うものとする。

3 協力事業所等が、申請内容に変更があった場合は、ドライブレコーダーによるまちな見守り活動協力事業所等変更・取消申込書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

## （連絡調整）

第5条 甲は、協力事業所等と乙との総合的な連絡調整を図る。

## （定めのない事項）

第6条 この協定細目に定めるもののほか、必要な事項については、甲が別に定める。